

学校法人会計と財務情報について

— 計算書類の読み方を中心に —

令和8年9月

文部科学省高等教育局私学部参事官付財務調査係

本日の研修内容

1.学校法人会計の基礎を理解する

- 1-1 計算書類に関する責任関係
- 1-2 学校法人会計基準のあらまし
- 1-3 学校法人等の財務報告に関する基本的な考え方
- 1-4 私学法監査と助成法監査が必要となる学校法人の区分
- 1-5 決算スケジュール例（会計監査人を設置する場合）
- 1-6 計算書類等の作成から評議員会提出までの期限（会計監査人設置を設置する場合）

2.計算書類の読み方を理解する

- 2-1 計算書類の体系
- 2-2 貸借対照表の見方
- 2-3 基本金とは
- 2-4 事業活動収支計算書の見方
- 2-5 資金収支計算書・活動区分資金収支計算書の見方
- 2-6 計算書類間のつながり
- 2-7 注記事項のポイント
- 2-8 収益事業会計について

3.計算書類を使って財務状況を分析する

- 3-1 収支差額の分析
- 3-2 主要な財務比率①（事業活動収支計算書関係）
- 3-3 主要な財務比率②（貸借対照表関係）
- 参考 授業料等減免費交付金に係る消費税の取扱いについて

4.本日のまとめ・参考情報

計算書類に関する責任関係

学校法人の計算書類は、理事等・監事・会計監査人がそれぞれの役割を果たすことで、その信頼性が確保される（会計監査人設置法人の場合）。

理事等の責任

学校法人会計基準に準拠して計算書類を作成し、経営の状況及び財政状態を適正に表示すること。

監事の責任

学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行を監視するとともに、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断すること。（※1）

※1 会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告の内容については、私立学校法施行規則第35条に規定

会計監査人の責任

独立した立場で会計監査を実施し、計算書類に全体として不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかについて監査意見を表明すること。（※2）

※2 会計監査人の監査報告の内容については、私立学校法施行規則第34条に規定

監事の会計監査人に関する主な職務

- 会計監査人解任の評議員会での報告（私立学校法第83条Ⅲ）
- 会計監査人の選解任、不再任議案の内容の決定（私立学校法第84条）
- 一時会計監査人の選任（私立学校法第85条）
- 会計監査人の報酬同意（私立学校法第87条）
- 会計監査人の監査の方法及び結果の相当性判断（私立学校法施行規則第35条②）

監事

・理事等の重大な不正行為等の監事への報告（私立学校法第87条）
・会計監査報告の通知（私立学校法第86条Ⅱ）
・会計監査人の職務の遂行に関する事項の通知（私立学校法施行規則第37条）

・会計監査に関する報告請求（私立学校法第87条）
・緊急時における会計監査人の解任（私立学校法第83条Ⅱ）

会計監査人

学校法人会計基準のあらまし

学校法人会計基準の位置付け

私立学校法第101条に定める「文部科学省令で定める基準」（文部科学省令：昭和46年文部省令第18号）（令和7年度から）。

※令和6年度までは、私立学校振興助成法第14条第1項で求められる計算書類を作成する際の「文部科学大臣の定める基準」が根拠であった。

制定・改正の経緯

制定：昭和45～51年

補助金の適正な配分と効果のため、学校法人の会計の標準化を図る

- 昭和45年 私立大学等経常費補助金 創設
- 昭和46年 学校法人会計基準 制定
- 昭和51年 私立学校振興助成法 施行

私立学校振興助成法第14条第1項：補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（＝学校法人会計基準）に従い計算書類を作成しなければならない。

改正：平成20～27年

施行から40年以上の経営環境の変化を踏まえ、経営状態を分かりやすく示す基準へ

- 平成20年～ 「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会」で議論
- 平成25年 学校法人会計基準の一部改正省令 公布
- 平成27年 改正学校法人会計基準施行（都道府県知事所轄法人は平成28年度～）

「学校法人会計基準の在り方について 報告書」（平成25年1月）に基づき改正

改正：令和5～7年

私立学校法改正により、補助金の適正配分から、ガバナンス強化・ステークホルダーへの情報開示を主目的とする基準として、私立学校法に位置づけ

- 令和5年5月～ 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」で議論
- 令和6年9月 学校法人会計基準の一部改正省令 公布
- **令和7年4月 改正学校法人会計基準施行**

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和6年1月）に基づき改正

1. 制度の設計理念・組織目的

- 私立学校は、**独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展**し、我が国の学校教育において大きな役割を果たしている。
- 学校法人制度は**公教育を担うにふさわしい公共性・公益性を担保する制度**であると同時に、**学校法人のもつ多様性を尊重**する柔軟性をもった制度。

2. 制度創設時からの環境変化

- (1) **多様なステークホルダーの重要性の増加**・・・会計基準・計算書類は多様なステークホルダーにより分かりやすい形へ。
- (2) **学校法人のガバナンス強化の要請**・・・ガバナンス構造について社会的な信頼を確保すべき要請が強まっている。
- (3) **経営力強化の必要性の増加**・・・計算書類は、運営者の経営判断に一層資するものとなることが望まれる。

3. 私立学校法改正に伴う会計基準の位置づけの変化

- 令和5年度に成立した改正私立学校法において、**会計基準の根拠が私立学校法に位置づけ**。
- 学校法人会計基準を**ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準**として整備する必要性。
- 大臣所轄学校法人等は計算書類、附属明細書及び財産目録の**インターネット公表が義務付けられる等の情報公開の規定**。

4. 改正私立学校法が想定するステークホルダー

- 学校法人制度の理念や目的、教育研究・社会連携等の活動が複雑化する現状等を考慮し、従来の利害関係人の範囲（学生生徒やその保護者、職員、債権者等）にとどまらず、**寄付者や産業界等、その範囲は広範に渡るものと解するべき**。

5. 財務報告の目的・機能

- ステークホルダーの中でも特に「**在学者その他の利害関係人**」の情報のニーズを満たすほか、**資源提供者等の意思決定に資する情報提供、そして、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たす機能**を有する。
- 学校法人等が適正な財務情報を開示することで、**基本的な財務規律の構築**にも資する。

1-4

私学法監査と助成法監査が必要となる学校法人の区分

令和7年度から、会計監査人による私学法監査が導入されたが、導入後も助成法監査は継続する。

私学法上の所轄・ 機関設計	大臣所轄学校法人等 会計監査人必置：会計監査→ 監事監査 (私学法144Ⅰ)	その他の学校法人（知事所轄） 会計監査人の設置は任意	
		会計監査人任意設置：会計監査→ 監事監査 (私学法18Ⅱ)	会計監査人非設置： 監事監査のみ (私学法18Ⅰ)
私学助成なし	ケース1 私学法監査※1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条第2項 ・財産目録監査 私学法第86条、私学法施行規則第43条	ケース2 私学法監査※1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条第2項 ・財産目録監査 私学法第86条、私学法施行規則第43条	会計監査人による私学法監査なし ※計算書類及び附属明細書、 財産目録は監事監査を受ける
私学助成あり	ケース3 私学法監査※1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法第86条、私学法施行規則第43条 助成法監査※1 ・内訳表に関する監査 ※2 助成法第14条2項4項、助成法施行規則第2条	ケース4 私学法監査※1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法第86条、私学法施行規則第43条 助成法監査※1 ・内訳表に関する監査 ※2 助成法第14条2項4項、助成法施行規則第2条 （+α：都道府県の判断による）	ケース5 会計監査人による私学法監査なし ※計算書類及び附属明細書、 財産目録は監事監査を受ける 助成法監査※1 ・計算書類及び附属明細書監査 ※3 助成法第14条2項、3項、4項 ・内訳表に関する監査 ※2 助成法施行規則第2条 （+α：都道府県の判断による）

実務上は、効率化の観点から私学法監査と助成法監査を並行して実施し、監査報告書も同時に提出することが一般的。
 （両監査の監査報告書は別個のもの）

日本公認会計士協会の「非営利法人委員会実務指針第44号「私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」」もご参照ください。
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250528aez.html

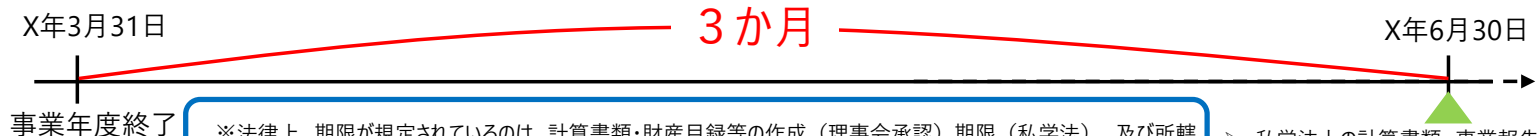
※1 この表における表記の意義は以下のとおり

- ・私学法監査：
私学法に基づき「会計監査人」が実施する監査
- ・助成法監査：
私学助成法に基づき「公認会計士または監査法人」が実施する監査

※2 補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない旨を規定。
 一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合を意味する。
 （「私立学校振興助成法第14条第4項に基づく書類の提出等について（通知）」（令和6年12月9日 6文科高第1457号 私学部長通知））

※3 補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、監査不要（助成法第14条2項）

1-5 決算スケジュール例（会計監査人を設置する場合）

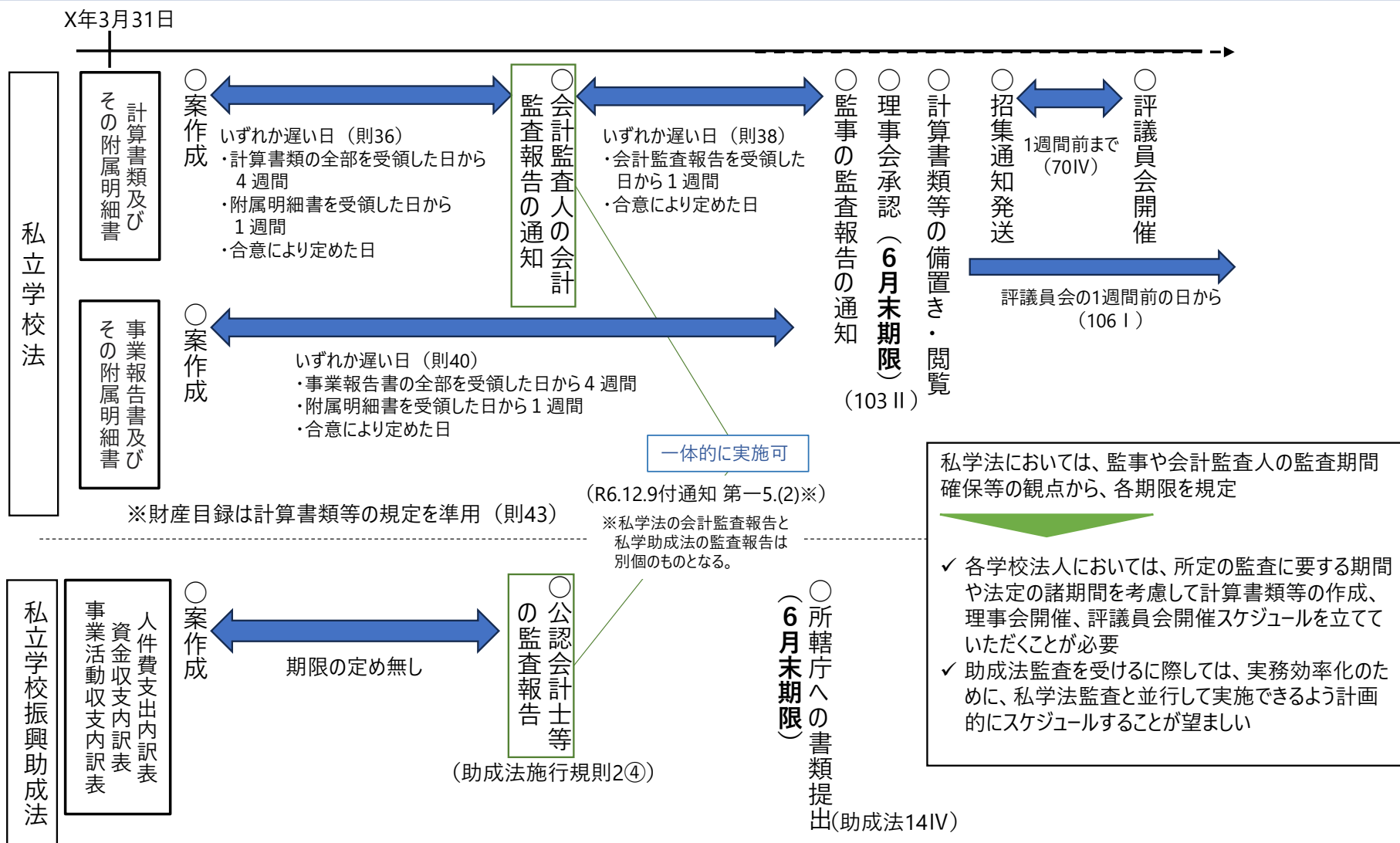


- 私学法上の計算書類、事業報告書、附属明細書、財産目録等の作成（理事会承認）期限
- 助成法上の書類の提出期限



- ※1 会計監査人、監事の監査報告はそれぞれ1枚にまとめて作成される
- ※2 具体的には助成法施行規則第2条第4項に基づく「所轄庁の定め」で規定➡大臣所轄の法人は、令和6年9月30日付6文科高第1046号通知をご確認ください。

計算書類等の作成から評議員会提出までの期限（会計監査人設置を設置する場合）



（※R6.12.9付通知： 6 文科高第1457号「私立学校振興助成法第 14 条第 4 項に基づく書類の提出等について（通知）」）

計算書類の体系（全体像）

学校法人会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・ステークホルダーへの情報開示が目的
- ・計算関係書類・財産目録はすべて備置き・閲覧の対象となる（私立学校法第106条、第107条）
- ・すべてインターネットによる公表の対象となる（大臣所轄学校法人等は公表義務付け、その他の法人は努力義務）（私立学校法施行規則第49条）
- ・計算関係書類・財産目録はすべて会計監査人監査の対象（私立学校法第86条、同施行規則第24条）

計算関係書類（学校法人会計基準第3章）

計算書類（学校法人会計基準第16条）

- ・貸借対照表
- ・事業活動収支計算書
- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・注記事項（学校法人会計基準第40条）
 - ・セグメント情報※学校、附属施設等の部門別の情報表示
 - ・子法人※私学法上の子法人に係る情報表示 など。

附属明細書（学校法人会計基準第41条）

- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書

・財産目録（学校法人会計基準第4章）

- ・新会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定めた

私立学校振興助成法で所轄庁へ提出を求める書類

- ・私学助成法及び施行規則が根拠（私立学校振興助成法第14条第4項、同施行規則第2条）
- ・補助金の適正配分が目的

計算書類及びその附属明細書（助成法第14条第4項）

- ・貸借対照表
- ・事業活動収支計算書
- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・注記事項（学校法人会計基準第40条）
- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書
- ・（収益事業の貸借対照表・損益計算書）※該当する場合のみ
- ・（財産目録）※計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と財産目録の監査に係る会計監査報告が一体となって作成される場合のみ提出

監査報告をつけて提出

収支予算書（助成法第14条第4項）

- ・翌会計年度の収支予算書

内訳表（助成法施行規則第2条）

- ・事業活動収支内訳表
- ・資金収支内訳表
- ・人件費支出内訳表

監査報告をつけて提出

貸借対照表の見方

目的：当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにする。本年度末と前年度末を対比する様式。

資産の部

（運用形態）

● 固定資産

- 有形固定資産・特定資産
（基本金対応の運用資産）等

● 流動資産

- 現金預金・未収入金 等

資産の評価は、**取得原価主義**
（学校法人会計基準第7条）

負債の部

● 固定負債（長期借入金 等）

● 流動負債（未払金 等）

純資産の部

（調達源泉）

● 基本金（詳細は次ページ 2-3）

● 繰越収支差額

必ず貸借一致

見るポイント：経営判断指標の判定に使用する指標の一部である運用資産や外部負債、修正前受金保有率は、貸借対照表から確認する。**運用資産 < 外部負債**となっていないか、**修正前受金保有率が100%を下回っていないか**などを確認！

運用資産 = 現金預金 + 特定資産 + 有価証券

外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務

修正前受金保有率 = 運用資産 ÷ 前受金

※経営判断指標については、「学校法人への経営指導について」の動画をご覧ください。

学校法人会計基準 第一号様式（第22条関係）

貸 借 対 照 表

年 月 日

（単位 円）

資産の部	科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産				
有形固定資産				
土地				
建物				
構築物				
教育研究用機器備品				
管理用機器備品				
図書				
車両				
建設仮勘定				
(例)				
特定資産				
第2号基本金引当特定資産				
第3号基本金引当特定資産				
(例)引当特定資産				
その他の固定資産				
借地権				
電話加入権				
施設利用権				
ソフトウェア				
有価証券				
収益事業元入金				
長期貸付金				
(例)				
流動資産				
現金預金				
未収入金				
貯蔵品				
短期貸付金				
有価証券				
(例)				
資産の部合計				

負債の部	科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債				
長期借入金				
学校債				
長期未払金				
退職給付引当金				
(例)				
流動負債				
短期借入金				
1年以内償還予定学校債				
手形債務				
未払金				
前受金				
預り金				
(例)				
負債の部合計				
純資産の部				
基本金				
第1号基本金				
第2号基本金				
第3号基本金				
第4号基本金				
繰越収支差額				
翌年度繰越収支差額				
純資産の部合計				
負債及び純資産の部合計				

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

※色付けた部分のみ
外部負債

流動負債

※色付けた部分のみ
運用資産

流動資産

- 学校法人は、学校教育を安定的に継続していくことが前提。
- 学校法人は、諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持しなければならない。そのために、必要な金額を事業活動収入から留保したものが基本金である（前ページの純資産の部を構成）。

区分	定義	特徴
第1号基本金	学校法人が設立当初に取得した <u>固定資産で教育の用に供されるものの価額</u> 又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために <u>取得した固定資産の価額</u>	教育に供される固定資産の維持取得に係る基本金 取得した固定資産の価額に連動して組み入れ（現金を保有するものではない）
第2号基本金	学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために <u>将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額</u>	将来取得計画のある固定資産の取得資金に係る基本金 計画的に留保（先行組入れ）。対応額は特定資産（第2号基本金引当特定資産）として資産計上。
第3号基本金	<u>基金</u> として継続的に保持し、かつ、運用する <u>金銭その他の資産の額</u>	基金として継続的に保持・運用する基本金 特定の目的、例えば奨学金や特定の研究等のために使用する基金等の元本であり、設定する場合は <u>計画的に</u> 組み入れる必要がある。対応する金銭は特定資産（第3号基本金引当特定資産）として、貸借対照表の資産側に計上される。
第4号基本金	恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額（※） （※）昭和62年8月31日文部大臣裁定（令和7年2月12日最終改正） 「学校法人会計基準第13条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について」	<u>前年度の経常的経費の1か月分</u> の運転資金を基本金として保持する

基本金の取崩し

学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。（学校法人会計基準第14条）

- 一 その諸活動の一部又は全部を廃止した場合 その廃止した諸活動に係る基本金への組入額
- 二 その経営の合理化により前条第一項第一号の固定資産を有する必要性がなくなった場合 その固定資産の価額
- 三 前条第一項第二号の金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要性がなくなった場合 その金銭その他の資産の額
- 四 その他やむを得ない事由がある場合 その事由に係る基本金への組入額

第3号基本金は資産運用を前提としたものであり、含み損を抱えた有価証券（第3号基本金引当特定資産）の売却等に伴う第3号基本金の取崩しは、第4号の「その他やむを得ない事由がある場合」に該当するものとして認められる。

事業活動収支計算書の見方

事業活動収支計算書

目的：当該会計年度の活動に対応する**事業活動収入及び事業活動支出の内容**及び**基本金組入後の均衡の状態**を明らかにする。（予算・決算対比）

企業会計の損益計算書に相当するが、学校法人は非営利法人であり**収支均衡が目的**。

教育活動収支

経常的／本業の教育活動での収支バランス

教育活動外収支

経常的／財務活動（資産運用等）や収益事業収入も含めた収支バランス

特別収支

臨時的／資産売却や施設整備の拡充等のための寄付金も含めた臨時的な収支バランス

- 教育活動収支差額 + 教育活動外収支差額 = 経常収支差額
- 経常収支差額 + 特別収支差額 = 基本金組入前当年度収支差額
- (参考) 事業活動収入 = 教育活動収入 + 教育活動外収入 + 特別収入
- (参考) 事業活動支出 = 教育活動支出 + 教育活動外支出 + 特別支出

見るポイント：経営判断指標の判定に使用する指標の一部である**経常収支差額**は、事業活動収支計算書から確認する。

・単年度の収支均衡だけでなく、**経常収支差額が黒字かどうかを確認する**。

・臨時的な特別収支に頼った黒字化には注意。

・学納金だけでなく、寄付金や受取利息・配当金などによりで**財源の多様化**が図られているかについても確認する。

第二号様式（第31条関係）

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位：円)

科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金			
授業料			
入学金			
実験実習料			
施設設備資金			
(何)			
手数料			
入学検定料			
試験料			
証明手数料			
(何)			
寄付金			
特別寄付金			
一般寄付金			
現物寄付			
経常費等補助金			
国庫補助金			
地方公共団体補助金			
(何)			
付随事業収入			
補助活動収入			
附属事業収入			
受託事業収入			
(何)			
雑収入			
施設設備利用料			
商品売却収入			
(何)			
教育活動収入計			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費			
教員人件費			
職員人件費			
役員報酬			
退職給付引当金繰入額			
退職金			
(何)			
教育研究経費			
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
奨学費			
減価償却額			
(何)			
管理経費			
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
減価償却額			
(何)			
徴収不能額等			
徴収不能引当金繰入額			

徴収不能額			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
科 目	予 算	決 算	差 異
受取利息・配当金			
第3号基本金引当特定資産運用収入			
その他の受取利息・配当金			
その他の教育活動外収入			
収益事業収入			
(何)			
教育活動外収入計			
科 目	予 算	決 算	差 異
借入金等利息			
借入金利息			
学校債利息			
その他の教育活動外支出			
(何)			
教育活動外支出計			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
科 目	予 算	決 算	差 異
資産売却差額			
(何)			
その他の特別収入			
施設設備寄付金			
現物寄付			
施設設備補助金			
過年度修正額			
(何)			
特別収入計			
科 目	予 算	決 算	差 異
資産処分差額			
(何)			
その他の特別支出			
災害損失			
過年度修正額			
(何)			
特別支出計			
特別収支差額			
(予備費)	()		
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計	△	△	
当年度収支差額			
前年度繰越収支差額			
基本金取崩額			
翌年度繰越収支差額			
(参考)			
事業活動収入計			
事業活動支出計			

資金収支計算書・活動区分資金収支計算書の見方

資金収支計算書

目的：当該年度の**全ての収入・支出**の内容と、**支払資金（現金預金）の収支期末を明らかにする**（予算・決算対比）。

収入の部 学生生徒等納付金・補助金・借入金等 1年間のすべての収入

支出の部 人件費・教育研究経費・施設関係等 1年間のすべての支出

- 前年度繰越支払資金：期首時点の現金預金を表す
- 翌年度繰越支払資金：期末時点の現金預金を表す

活動区分資金収支計算書

資金収支計算書を3区分に分解：それぞれの活動区分の資金収支の状況を明らかにする。

教育活動 本業である教育活動の収支状況を見る

施設整備等活動 当該年度に施設整備の購入がどの程度あり、財源がなにてあったかをみる

その他の活動 借入金の収支、資産運用の状況等、主な財務活動を見る

見るポイント：経営判断指標の判定に使用する指標の一部である**教育活動資金収支差額**は、活動区分資金収支計算書から確認する。

・教育活動資金収支差額がキャッシュベースで黒字かどうかを確認する。

第四号様式（第39条関係）

活動区分資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

（単位 円）

	科 目	金 額
教育活動による資金収支	収入	
	学生生徒等納付金収入	
	手数料収入	
	特別寄付金収入	
	一般寄付金収入	
	経常費等補助金収入	
	付随事業収入	
	雑収入	
	(何)	
	教育活動資金収入計	
	支出	
	人件費支出	
	教育研究経費支出	
	管理経費支出	
	教育活動資金支出計	
施設整備等活動による資金収支	収入	
	施設設備寄付金収入	
	施設設備補助金収入	
	施設設備売却収入	
	第2号基本金引当特定資産取崩収入	
	(何)引当特定資産取崩収入	
	(何)	
	施設整備等活動資金収入計	
	支出	
	施設関係支出	
	設備関係支出	
	第2号基本金引当特定資産繰入支出	
	(何)引当特定資産繰入支出	
	(何)	
	施設整備等活動資金支出計	
その他の活動による資金収支	収入	
	借入金等収入	
	有価証券売却収入	
	第3号基本金引当特定資産取崩収入	
	(何)引当特定資産取崩収入	
	(何)	
	小計	
	受取利息・配当金収入	
	収益事業収入	
	(何)	
	その他の活動資金収入計	
	支出	
	借入金等返済支出	
	有価証券購入支出	
	第3号基本金引当特定資産繰入支出	
	(何)引当特定資産繰入支出	
	収益事業元入金支出	
	(何)	
	小計	
	借入金等利息支出	
	(何)	
	その他の活動資金支出計	
	差引	
	調整勘定等	
	その他の活動資金収支差額	
	支払資金の増減額（小計+その他の活動資金収支差額）	
	前年度繰越支払資金	
	翌年度繰越支払資金	
	小計（教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額）	

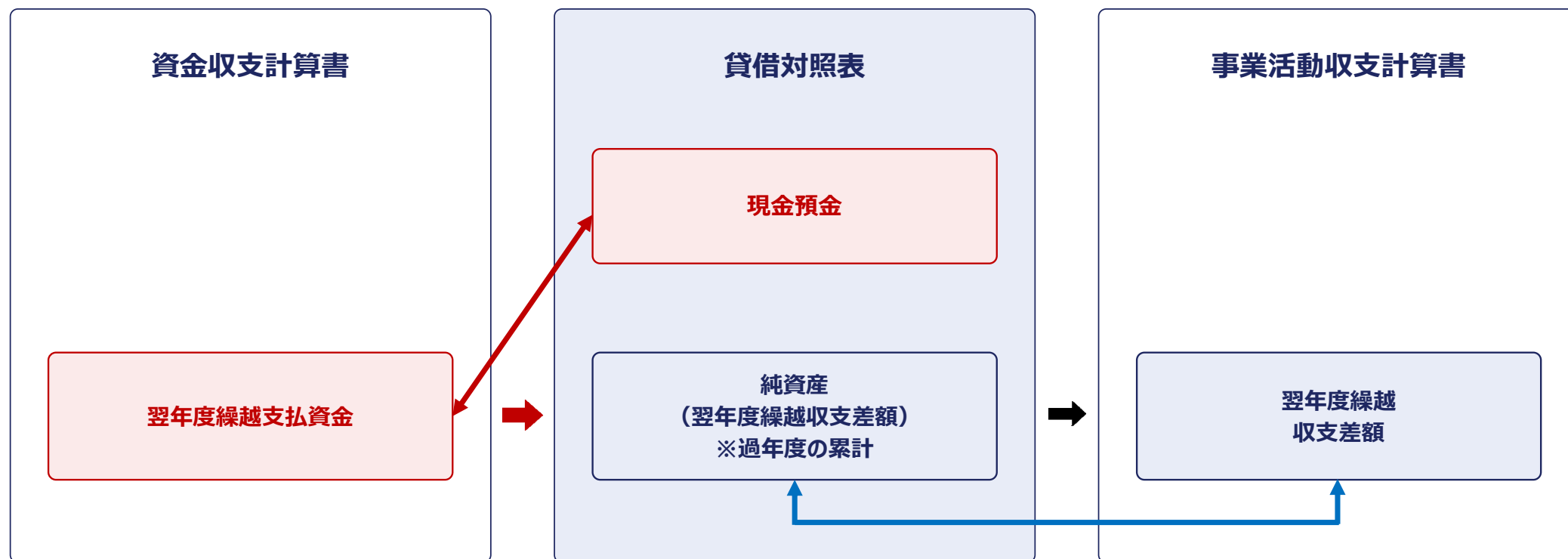
資金収支計算書は一覧で見やすいものの「どんぶり勘定」になりやすいため、3つの活動区分で分けて法人の資金の流れを判断する。

2-6

計算書類間のつながり

3つの計算書類は、それぞれ独立した書類ではなく、次のとおり相互に連動している。

- 貸借対照表の流動資産－「現金預金」は、資金収支計算書の支払資金の翌年度繰越額と一致する。
- 貸借対照表の純資産－「翌年度繰越収支差額」は、事業活動収支計算書の翌年度繰越収支差額と一致する。



注記事項のポイント

計算書類には数字しか記載されていないため、財政や経営の状況を正確に判断できるよう補足する事項を記載しなければならない。（学校法人会計基準第40条上、15項目）。

【学校法人会計基準上で記載が求められる注記事項】

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針
2. 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額
3. 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の減価償却額の累計額の合計額
4. 金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、徴収不能引当金の合計額
5. 担保に供されている資産の種類及び額
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策

8. セグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。）情報

9. 重要な偶発債務

10. 子法人に関する事項

11. 学校法人の出資による会社に係る事項
12. 関連当事者との取引の内容に関する事項
13. 学校法人間の財務取引
14. 重要な後発事象
15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1)有価証券の時価情報 ※令和8年7月22日参事官通知

(2)デリバティブ取引

(3)主な外貨建資産・負債

(4)通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(5)純額で表示した補助活動に係る収支 等

収益事業会計について

- 学校法人が収益事業を行う場合、収益事業の種類を寄附行為に定める必要がある（私立学校法第23条第1項第13号）。
- 行うことができる業種は農業・製造業・卸売小売業・情報通信業 等18種類に限定（武器製造業、料亭・バー等の一部業種は除外）。
- 収益事業に関する会計は、学校法人本体の経営に関する会計から区分し、**特別の会計として経理しなければならない**（私立学校法第19条）。
- 収益事業会計は、計算書類及び附属明細書に代えて貸借対照表及び損益計算書を作成し、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って処理する（学校法人会計基準第1条第2項・第3条）。（例：企業会計原則など）
 - ➡企業会計と言っても、大企業向けの「企業会計基準」や中小企業向けの「中小企業の会計に関する指針」など複数種類があり、必ずしも一律に「企業会計基準」の適用を求めている趣旨ではない。

学校会計と収益事業会計の対応関係

学校会計		収益事業会計		補足
計算書類	科目表示	計算書類	科目表示	取引概要
貸借対照表	収益事業元入金（固定資産）	貸借対照表	元入金（純資産の部）	収益事業を始める際の元手となる資金（学校法人会計から収益事業会計へ）
資金収支計算書	収益事業収入	損益計算書	学校法人会計繰入金支出	収益事業で生じた利益を教育へ活かすため資金を繰入（収益事業会計から学校法人会計へ）
事業活動収支計算書	収益事業収入	損益計算書	学校法人会計繰入金支出	

収支差額の分析（事業活動収支計算書）

事業活動収支計算書は、下記のとおり段階的に収支差額を捉えることで、経常的な収支バランスと臨時的な収支を切り分けて把握できる。

区分	把握する情報	主な収入支出科目	各収支差額の意義
①教育活動収支差額	本業の教育活動の収支状況	学生生徒等納付金・補助金・寄付金 ／人件費・教育研究経費・管理経費 等	資産運用等による収入や臨時的な収入を除くと事業活動収入の大部分は、教育活動収支の収入で計上される。基本的には教育活動収支差額はプラスであることが求められる。
②教育活動外収支差額	財務活動による収支状況	受取利息・配当金／借入金等利息 等	資産運用による収入や収益事業に係る収入が計上される。経常的な財務活動及び収益事業に係る収支差額が教育活動外収支差額である。
③＝①＋② 経常収支差額	経常的な収支バランス	－	臨時的な要素を除いた経常的な事業活動の収支バランスを表す。比率がプラスの場合経常的な活動から経営原資を生み出すことができてい る。一方マイナス幅が大きい、マイナスの常態化は、経営悪化の傾向を示す。
④特別収支差額	資産売却等、臨時的な収支	施設設備補助金／デリバティブ解約損 等	臨時的な要素の収支差額を表す。
⑤＝③＋④ 基本金組入前当年度収支差額	毎年度の収支バランス	－	事業年度の事業活動収入合計と事業活動支出合計とを比較して算出した収支の差額である。この差額がマイナスの場合、当年度の事業活動収入で事業活動支出を賄えておらず純資産が減少していることを意味する。

主要な財務比率①（事業活動収支計算書関係）

比率	計算式	見るポイント
①人件費比率	人件費／経常収入	人件費は、学校における最大の支出要素であることから、この比率が特に高くなると経常収支の悪化につながる要因ともなる。
②教育研究費比率	教育研究経費／経常収入	教育研究経費には、修繕費、光熱水費、消耗品費、委託費、旅費交通費、印刷製本費等の各種支出に加え、教育研究用固定資産の減価償却額も含まれている。これらの経費は教育研究活動の維持・充実に不可欠であり、収支均衡を失しない範囲で高い方が望ましい。
③管理経費比率	管理経費／経常収入	経常収入に対する管理経費の割合である。教育研究経費割合とは異なり、低い方が望ましい。
④学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金／経常収入	学校法人の事業活動収入の中で最大の割合を占めている。重要な自己財源であり、この比率が安定的に推移することが望ましい。定員充足率の影響を受ける。
⑤経常収支差額比率	経常収支差額／経常収入	プラスが大きいほど経常収支は安定していることを示すが、この比率がマイナスになる場合は、その要因が経常的なものか臨時的なものかを把握し、支出超過の状況が常態化していれば学校法人の収支構造の見直しなどを含めた対応策を検討することが必要である。
⑥基本金組入率	基本金組入額／事業活動収入	大規模な施設等の取得を単年度に集中して行った場合は、一時的にこの比率が上昇する。この比率の評価に際しては、組入の内容が単年度の固定資産取得か、計画的組入れかを確認する必要がある。
⑦寄付金比率	寄付金／事業活動収入	寄付金は私立学校にとって重要な収入源であり、一定水準の寄付金収入を継続して確保することが経営の安定のためには好ましいことである。
⑧補助金比率	補助金／事業活動収入	補助金は、一般的に学納金に次ぐ第二の収入源である。この比率が高い場合、学校法人独自の自主財源が相対的に小さく、国や地方公共団体の補助金政策の動向に影響を受けやすいこととなるため、場合によっては学校経営の柔軟性が損なわれる可能性もある。

（出典）令和6年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編（日本私立学校振興・共済事業団）

主要な財務比率②（貸借対照表関係）

比率	計算式	見るポイント
①繰越収支差額構成比率	繰越収支差額／(総負債＋純資産)	過去の会計年度の事業活動収入超過額又は支出超過額の累計であり、一般的には支出超過（累積赤字）であるよりも収入超過（累積黒字）であることが理想的である。
②運用資産余裕比率	(運用資産－外部負債)／経常支出	学校法人の一年間の経常的な支出規模に対してどの程度の運用資産が蓄積されているかを表す指標である。1.0超で年間経常支出を賄える資金を保有していることを示す。一般にこの比率が高いほど運用資産の蓄積が良好である。
③固定比率	固定資産／純資産	固定資産の純資産に対する割合。土地・建物・施設等の固定資産に対してどの程度純資産が投下されているか、すなわち資金の調達源泉とその使途とを対比させる比率である。
④固定長期適合率	固定資産／(純資産＋固定負債)	固定資産の純資産と固定負債の合計値である長期資金に対する割合で、固定比率を補完する役割を担う比率である。100%以下が望ましい（低い方が安定的）。
⑤流動比率	流動資産／流動負債	一年以内に償還又は支払わなければならない流動負債に対して、現金預金又は一年以内に現金化が可能な流動資産がどの程度用意されているかという、短期的な支払能力（資金流動性）を判断する指標である。
⑥総負債比率	総負債／総資産	総資産に対する外部負債の比重を評価する重要な比率である。一般的に低いほど望ましく、50%を超えると負債総額が純資産を上回ることを示し、さらに100%を超えると負債総額が資産総額を上回る状態、いわゆる債務超過であることを示す。
⑦前受金保有率	現金預金／前受金	前受金に対する現金預金の割合で、当該年度に収受している翌年度分の授業料や入学金等が、翌年度繰越支払資金である現金預金の形で当該年度末に適切に保有されているかを図る比率である。100%超が通常であり、下回る場合は資金繰りに留意する。
⑧積立率	運用資産／要積立額	学校法人の経営を持続的かつ安定的に継続するために必要となる運用資産の保有状況を表す。

運用資産＝特定資産＋有価証券＋現金預金／ 外部負債＝借入金＋学校債＋未払金＋手形債務／ 要積立額＝減価償却累計額（有形固定資産）＋退職給与引当金＋2号・3号基本金

（出典）令和6年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編（日本私立学校振興・共済事業団）

文部科学省高等教育局私学部参事官付財務調査係

授業料等減免費交付金（高等教育の修学支援新制度）に係る消費税の取扱いについて

令和 8 年 2 月 27 日付事務連絡（文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室）

授業料等減免費交付金（高等教育の修学支援新制度）に係る消費税の取扱いについて（一部抜粋）

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 8 条第 1 号の規定に基づく授業料等減免費交付金は、資産の譲渡等の対価以外の収入であり、その用途については現在の法令又は交付要綱等において特定されていないことから、**消費税法上の特定収入に該当**する。

なお、税務上の取扱いの詳細については、必要に応じて所在地（納税地）を所轄する税務署等へ相談いただきたい。

消費税の納付税額の計算

- 消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る税額（仕入控除税額）を控除（消費税法第 30 条）して算出する。
- 消費税の納付税額 = 売上げに係る消費税額 - 仕入れに係る消費税額（仕入控除税額）

特定収入に該当する場合の実務上の影響

- 消費税法においては、国・地方公共団体の特別会計及び公共・公益法人等については、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、補助金等の対価性のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等の税額について、**仕入税額控除の対象から除外**することとしている（消費税法第 60 条第 4 項）。
- 特定収入割合が 5 % 以下である課税期間については、当該調整計算を行う必要はない。

参考情報

日本公認会計士協会東京会の発行している「学校法人税務の取扱い Q & A」において、学費軽減補助金を「補助金」として処理する方法の場合、用途が課税仕入等に特定されていないため、「用途不特定の特定収入」として取扱う旨が案内されている。

関連報道

令和 8 年 8 月 27 日、共同通信の集計により、授業料等減免費交付金の消費税処理（「特定収入以外の収入」としていた点）を巡り、東京大・京都大・大阪大・九州大等、少なくとも 22 の国公立大学法人が国税当局から行政指導や税務調査を受けて修正申告していたことが報じられた。各法人は令和 6 年度までの消費税計約 3 億円に加え、延滞税・加算税計約 1 千万円を追加納付している。

本日の3つのポイント

- 監事は、理事の業務執行の監視に加え、会計監査人の監査の方法・結果の相当性を判断する役割を担う。
- 計算書類（貸借対照表・事業活動収支計算書・資金収支計算書 等）は相互に連動しており、全体構造を理解すると読み解きやすい。
- 財務比率を経年・他法人と比較することで、財務状況の変化や課題の兆候を把握できる。

参考情報

- 学校法人会計基準に関する情報（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/1362110.htm
- 私立学校運営の手引き（日本私立学校振興・共済事業団）
https://www.shigaku.go.jp/s_center_uneitebiki.htm

内容に不明点等があれば、下記までご相談ください。

文部科学省高等教育局私学部参事官付財務調査係 電話：03-5253-4111（2539） メール：sigsanji@mext.go.jp